

改 正 案

現 行

（職業安定法の規定の読み替え適用等）

第三十条（略）

（職業安定法の規定の読み替え適用等）

第三十条（略）

2 建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、建設業務有料職業紹介事業者を雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、同法第二章の規定を適用する。

2 建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、建設業務有料職業紹介事業者を雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、同法第三章の規定を適用する。

改 正 案

現 行

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

五十二 削除

2 （略）

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

五十二 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十一号）第八条第一項に規定する雇用対策基本計画の策定及び推進に関すること。

2 （略）

（労働政策審議会）

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 （略）

（労働政策審議会）

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 （略）

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法

（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の

就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第六十八号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十二年法律第三百二十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善の促進に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第一百三十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）、短時間労働者（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（略）

就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第六十八号）、地域雇用開発促進法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十二年法律第三百二十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第一百三十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）、短時間労働者（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（略）

		改 正 案	現 行
		（地域雇用開発促進法の特例）	
三	この法律の失効前に第八十二条の規定に より適用される地域雇用開発促進法第五 条	第八十二条 (略)	第八十二条 （地域雇用開発促進法の特例）
二	この法律の失効前に第八十二条の規定に より適用される地域雇用開発促進法第五 条	第八十二条 (略)	第八十二条 （地域雇用開発促進法の特例）
一	この法律の失効前に第八十二条の規定に より適用される地域雇用開発促進法第五 条	第八十二条 (略)	第八十二条 （地域雇用開発促進法の特例）
		附 則	附 則
		（この法律の失効）	（この法律の失効）
		第二条 (略)	第二条 (略)
		2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。	2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

			条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画
3	(略)	(略)	(略)

			条第四項の規定による同意を得た地域雇用機会増大計画、同法第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画又は第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画
3	(略)	(略)	(略)

九 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

	改 正 案	現 行
（業務の範囲）		
第十一條 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。		
一～五 （略）		
六 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項 （厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。		
七～十 （略）		
2～5 （略）		
附 則		
（雇用・能力開発機構の解散等）		
第三条 （略）		
2～11 （略）		
12 機構は、財形勘定（次条第十項の規定により読み替えて適用する第十 三条に規定する特別の勘定のうち財形業務（第十一条第三項に規定する 業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる		
12 機構は、財形勘定（次条第九項の規定により読み替えて適用する第十 三条に規定する特別の勘定のうち財形業務（第十一条第三項に規定する 業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる		
（雇用・能力開発機構の解散等）		
第二条 （略）		
2～11 （略）		
12 機構は、財形勘定（次条第十項の規定により読み替えて適用する第十 三条に規定する特別の勘定のうち財形業務（第十一条第三項に規定する 業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる		
業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる		

業務をいう。）に係るものと。以下この項において同じ。）において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定（同条第十項）の規定により読み替えて適用する第十二条に規定する特別の勘定以外の一般的勘定をいう。）に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13～16 （略）

（業務の特例等）

第四条 （略）

2 （略）

3 機構は、第十一條第一項、第三項及び第四項並びに前二項に規定する業務のほか、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二号。以下この項において「改正法」という。

）附則第十四条の規定による改正前の第十一條第一項第六号に掲げる業務（改正法の施行の際改正法第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であつた地域において、改正法附則第五条の規定によりなお従前の例により行われるものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

4 機構は、第七項の規定により宿舎等勘定（第十項）の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舎等業務（第一項

業務をいう。）に係るものと。以下この項において同じ。）において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定（同条第九項）の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般的勘定をいう。）に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13～16 （略）

（業務の特例等）

第四条 （略）

2 （略）

3 機構は、第六項の規定により宿舎等勘定（第九項）の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舎等業務（第一項

。第二号及び第三号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係るものを行う。
。以下同じ。)を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舎等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの(第六項において「対象資産」という。)を処分した場合には、当該处分を行つた事業年度の終了の日(宿舎等勘定を廃止する事業年度については、当該廃止の日。第六項において同じ。)において、それぞれ当該事業年度に行つた当該処分により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 |
(略)

○ 機構が第四項の処分を行つた場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行つた事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

79 (略)

第一項から第三項までの規定により機構が第一項から第三項までに規定する業務を行う場合には、第十二条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号、第二項第一号及び第二号並びに第三項」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは、「同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「

4 | 第二号及び第三号に掲げる業務をいう。以下同じ。) に係るものと同一。
○ 以下同じ。) を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舎等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの(第五項)において「対象資産」という。) を処分した場合には、当該処分を行つた事業年度の終了の日(宿舎等勘定を廃止する事業年度にあっては、当該廃止の日。第五項において同じ。)において、それぞれ当該事業年度に行つた当該処分により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 | 機構が第三項の処分を行つた場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第二号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行つた事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

5 | 機構が第三項の処分を行つた場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第二号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行つた事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

5 | 機構が第三項の処分を行つた場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第二号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行つた事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

9
第二項及び第二項の規定により機構が第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項第一号及び第二号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「前条第三項第一号

前条第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第
一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第
十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第
十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項
第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項
第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特
別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第
三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第四項並び
に附則第四条第一項から第三項まで」と、第十五条第一項及び第三項中
「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附
則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第十三条中「第十一條第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第十一條第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一條第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十一條第一項、第三項及び第四項並びに附則第四条第一項及び第二項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一條第三項第一号」とあるのは「第十一條第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p>	<p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p>
<p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、次の業務を行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p>	<p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、次の業務を行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例）</p> <p>第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第四項、第七項又は第八項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「第十四条第三項の規定」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第四項、第七項及び第八項の規定」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例）</p> <p>第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第三項、第六項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「第十四条第三項の規定」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第三項、第六項及び第七項の規定」とする。</p>

